

問 事務管理課(☎272708)

電子地域通貨ISECAが利用できる加盟店を募集しています。登録は無料です。決済に必要な店舗用の二次元コード用台紙などの加盟店キットは市から配布します。



▲市HP

※本年度の夏に30%のプレミアムポイントを付与するキャンペーンを実施します。詳しくは決まり次第お知らせします

対 次の全てに該当する事業者

●市内に店舗または事業所などがある

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に定める営業または同条第5項に規定する事業者でない

●特定の宗教または政治団体と関わる営業や公序良俗に反する内容の営業を行っている

●伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号の規定に該当しない

●取扱物品や役務などが適切である

申 専用HPから

申し込んでください



▲専用HP

市民参加手続で皆さんの意見を市政運営に反映 令和6年度の実施状況・令和7年度の実施予定

問 市民活動課(☎61-6712)

市は、市民の皆さんに市政に参加してもらう市民参加手続を実施しています。令和6年度の市民参加手続の実施状況と、本年度実施予定の市民参加手続を公表します。



市HP

令和6年度の実施状況

【審議会、協議会や委員会】

安心安全まちづくり行動計画の改訂 ほか15件

【パブリックコメント手続】

各個別施設計画の改訂(23計画) ほか13件

【市民対話説明会】

保健センター整備事業 ほか2件

【市民アンケート】

第3次環境基本計画の策定 ほか4件

【その他(ワークショップ)】

第3次総合計画前期アクションプランの策定

本年度に実施する市民参加手続

今後の市民参加手続の詳細は、本紙・市HP・市民情報コーナーなどで、随時お知らせします。

施策の名称	実施方法・予定時期	担当課	施策の名称	実施方法・予定時期	担当課
公共施設等総合管理計画の改訂	パブリックコメント手続＝令和8年2月～3月	管財課	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改訂	審議会など＝4月～令和8年3月 パブリックコメント手続＝12月 市民対話説明会＝10月・11月	都市計画課
市民意識調査	市民アンケート＝4月～令和8年3月	企画調整課	市が定める都市計画の変更等	審議会など＝5月・8月・11月・令和8年2月	都市計画課
中心市街地にぎわい創出拠点整備基本構想の策定	審議会など＝6月～令和8年3月	事務管理課	景観計画の改定	審議会など＝4月～令和8年3月	都市計画課
地球温暖化対策実行計画の見直し	審議会など＝4月～令和8年3月 パブリックコメント手続＝12月～令和8年2月	GX推進課	コミュニティバス運行事業	審議会など＝4月～令和8年3月	交通政策課
国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議	審議会など＝7月～令和8年3月	国民健康保険課	タクシー活用事業	審議会など＝4月～令和8年3月	交通政策課
第10期高齢者保健福祉計画の策定	市民アンケート＝12月～令和8年1月	高齢政策課	水道事業経営戦略の改訂	審議会など＝8月～令和8年3月	上下水道局総務課
			下水道事業経営戦略の改訂	審議会など＝8月～令和8年3月	上下水道局総務課

※審議会などは、市民参加条例の対象となるものを掲載しました

クビアカツヤカミキリに注意してください

問 GX推進課(☎275596)

市内でクビアカツヤカミキリの被害が拡大しています。クビアカツヤカミキリは、サクラやウメ、モモなどのバラ科の樹木に寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす特定外来生物です。被害が進んだ樹木は、枯死・倒木の危険性があります。



▲市HP

クビアカツヤカミキリの特徴

体全体が光沢のある黒色で、胸部(首部)が赤色です。体長は触角を含め2～4センチメートル程度です。



6月から8月上旬に現れ、主にサクラの樹皮の割れ目に産卵します。幼虫の期間は2・3年で、春から秋

に樹木に侵入し、内部を食い荒らします。被害を受けた木の根元には、フラス(木くずとフンの混ざった物)がたまりやす。

【被害確認のポイント】

●フラスが出ている

●木の種類がサクラ、ウメ、モモなどバラ科である

●成虫の脱出孔がある



▶フラス



▶脱出孔

駆除と情報提供に協力してください

成虫やフラスを見つけた場合は、被害拡大防止のため駆除をして、電話で次の担当課、または専用HPから情報提供をしてください。情報提供をする際は、発見した日時や場所、状況を伝えてください。

※可能であれば写真の撮影をしてください



▲専用HP

担当課

●公共施設などの市有地Ⅱ公園緑地課(☎272769)

●自宅などの私有地ⅡGX推進課

被害樹木の伐採と処分

被害拡大防止には伐採が最も有効です。伐採をした被害樹木は適切な方法で速やかに処分してください。※清掃リサイクルセンター21では被害樹木の受け入れはできません

【推奨する伐採時期】

推奨する伐採時期は9月から翌年4月までの間です。

※木の中にさなぎや成虫がいる時期は成虫が脱出する恐れがあります

【切り株の処理】

切り株の中に幼虫が寄生している場合もあるため、なるべく伐根してください。伐根できない場合は、ネットやビニールシートで覆う、またはモルタルなどで埋設するなどの処理をしてください。

【運搬】

伐採した被害樹木の中には生きた幼虫が寄生しているため、次の全てを満たす場合を除き、運搬や保管をすることができません。

●確実な殺処分を目的に焼却、粉砕または燻蒸が可能な場所へ運搬する
●目視で確認できる個体は運搬前に

確実に殺処分している

●運搬中に伐採木や幼虫、成虫などが落下・飛散しないよう防止措置を十分に取っている

●特定外来生物の防除である旨、実施主体、実施日・場所を事前に公表している

※個人宅の場合も樹木付近で掲示による公表が必要です

【粉砕処理】

伐採した木は現地またはチップ工場で10ミリメートル以下に粉砕してください。粉砕後の木片が大きいと幼虫が生き残る危険性があります。

クビアカツヤカミキリ 防除用品を配布します

被害拡大防止のため被害樹木に対して1回まで防除用品を配布します。

時 11月28日(金)まで

対 被害樹木の土地所有者または管理者など

配布する物 拡散防止ネット(被害樹木の幹周の2倍程度)、殺虫剤

必要書類 必要書類を持ってGX推進課へ被害樹木全体の写真とフラスなどの被害箇所が確認できる写真をそれぞれ1枚以上、運転免許証など本人確認ができるもの

※土地の管理を任されている人は、土地所有者からの委任状が必要です